

鳥取県医師確保奨学金制度の手引

鳥取県医師養成確保奨学金（地域枠）

《鳥取大学医学部医学科 推薦入試Ⅱ（地域枠）》



1 はじめに

鳥取県では、県内の地域医療を担う医師を養成するため、大学（学校法人自治医科大学を除く。）において医学を専攻する者で、将来、**鳥取県の地域医療に貢献する意思がある皆さん**に対し、修学上必要な資金（奨学金）を貸与する鳥取県医師養成確保奨学金制度を設けています。

2 制度の概要

(1) 資格要件等について

① 資格要件	ア 鳥取大学の医学を履修する課程に入学し（地域枠推薦入学に限る。）、同課程に在学している者であること。 イ 将来県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。 ウ 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。 ※同種類の奨学金とは、「卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）を有する奨学金等を言います。したがって、日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けるものでない奨学金制度との併給は認めるものとします。ただし、「鳥取県育英奨学資金（大学等奨学資金）との併給は認められません。」
② 奨学金の額	月額 12 万円（年額 144 万円）
③ 貸付期間	大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで（最大 72 月分まで）
④ 貸付方法	毎年度、前期及び後期の 2 回（それぞれ 6 か月分を貸付け）
⑤ 貸付利率	無利子
⑥ 連帯保証人	1 人 ※奨学生が未成年の場合は親権者等、成年者の場合は父母兄妹等に限る
⑦ 保証人	1 人 ※連帯保証人とは別生計の者に限る
⑧ 募集人数	5 人以内

(2) 貸付けの打切り、休止について

奨学生が次の事由に該当することになった場合は、奨学金の貸付けは打切り又は休止します。

貸付けを打切る場合	①貸付の条件に違反したとき ②退学（転学部、転学科を含む。）したとき又は除籍となったとき ③学業成績又は性行が著しく不良となったとき。 ④奨学生が死亡したとき ⑤その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき
貸付けを休止する場合	奨学生が休学（30 日以上）又は停学となったとき

(3) 奨学金の返還について

奨学生は、貸付けを打ち切られたとき等は、1 月以内に貸付金の全額を一括返還しなければなりません（期日までに返還できない場合は、延滞金が発生します）。

返還が必要な場合	①奨学金の貸付けを打ち切られたとき ②返還免除となる条件を満たせなかつたとき又は満たすことができないと認められるとき ・大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に医師免許を取得しなかつたとき ・医師免許を取得した後、直ちに臨床研修を受けなかつたとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなったとき ・県内病院等における従事期間が、奨学金の返還が免除される条件に相当する期間以上通算して従事しなかつたとき、又は従事する見込みがなくなったとき
----------	---

(4) 奨学生の返還免除について

返還の免除は「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例」の定めるところによります。

免除の条件	免除の範囲
<p>① 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う医師法に規定する臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、県内の知事が別に定める病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に免除条件期間以上従事したとき</p> <p>《猶予期間》</p> <p>奨学生の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（9年間）</p> <p>※臨床研修修了後に鳥取大学医学部附属病院に勤務する場合は、猶予期間を最長3年延長できます（全診療科対象）。</p> <p>《免除条件期間》</p> <p>奨学生の貸与を受けた期間に相当する期間（6年間）</p> <p>※県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間は、最長2年を免除条件期間に加えることができます。</p> <p>※臨床研修修了後に鳥取大学医学部附属病院に勤務する場合、下記勤務期間を免除条件期間に含めることができます。</p> <p>小児科（脳神経小児科を含む）・産科・救急科・精神科の場合 …最長3年</p> <p>小児科（脳神経小児科を含む）・産科・救急科・精神科以外の場合 …最長1年（ただし知事が特に認める場合は3年まで可とする。）</p>	債務の全部
<p>② ①の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障がいを受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p> <p>③ ②に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。</p>	債務の全部 又は一部

(5) 返還債務の履行猶予

知事が特別の理由があると認めるとき等は、貸付金の返還が猶予されます。

【当然に猶予されるもの】

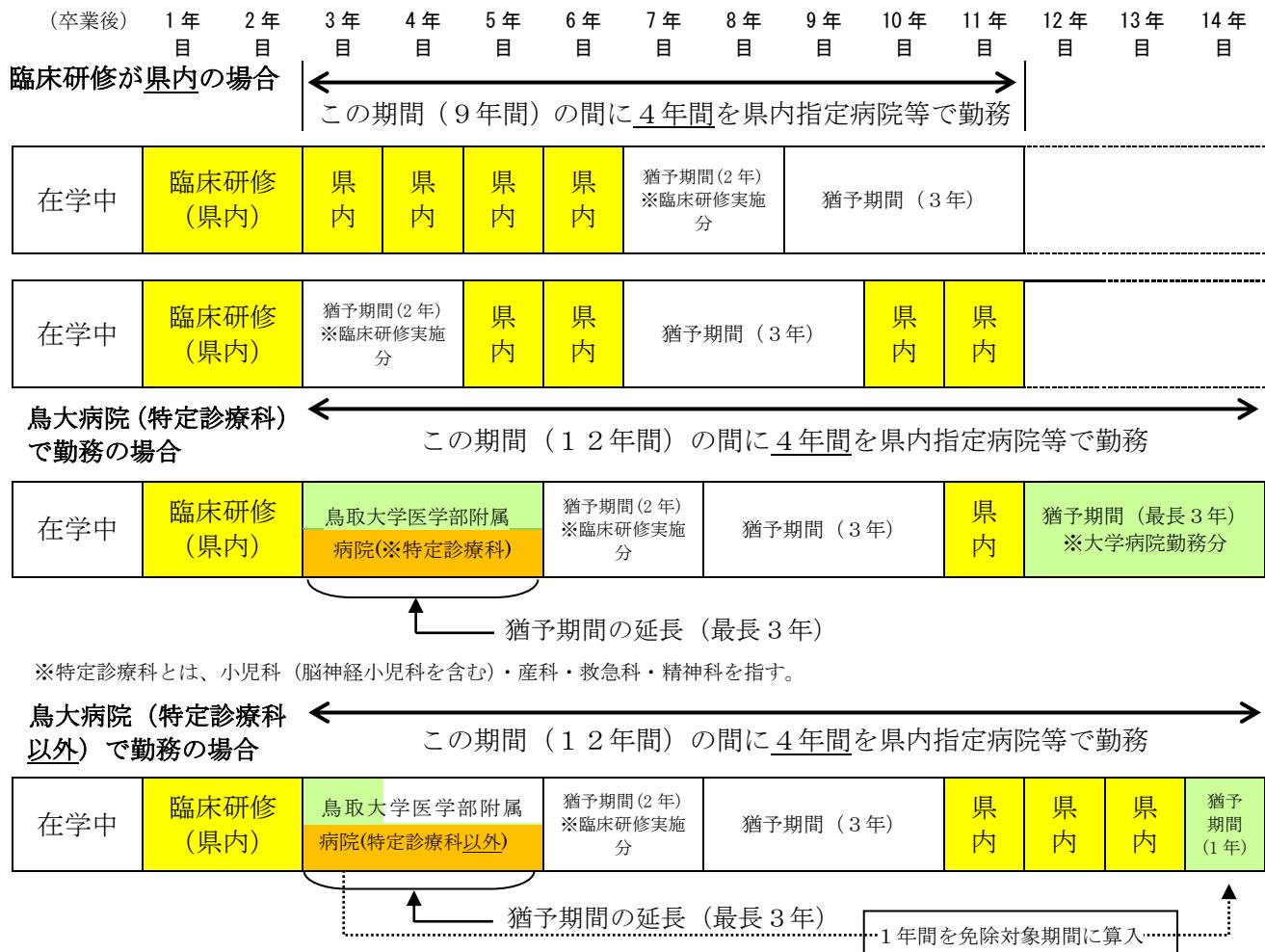
臨床研修を修了した日の翌日から起算して3年を経過する日（次のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める期間を加えた日）までの間

加算となる場合	加算する期間
県内の病院等において常勤医師として勤務した場合	勤務した期間
鳥取大学医学部附属病院に常勤医師として勤務した場合	勤務した期間（3年を上限とする）
災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた場合	知事がその都度定める期間

【奨学生からの申請により猶予するもの】

- ①奨学生の貸付けを打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき
- ②自らの妊娠、出産又は育児を理由として病院等を退職したとき。ただし、子が3歳に達したときを除く
- ③育児休業又は介護休業を取得したとき
- ④災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学生の返還が困難となったとき
- ⑤その他特に理由があると知事が認めるとき

3 勤務期間のイメージ（勤務例）



※奨学生の返還が免除される就業先の病院等は、自治体立病院、公的病院等から知事がリスト形式（告示）で指定し、具体的な就業先は奨学生自身が選択（就職活動）することになります。

※返還免除条件算定期間終了時に免除条件に適合しないことが明らかとなった場合は、当該期間が終了していない場合であっても、その時点で返還となります。

※奨学生の返還が免除される就業先の病院等において、常勤医師として勤務した期間が「返還免除となる県内勤務期間」となります。

【返還免除となる県内勤務期間】

奨学生の貸付月数	返還免除条件算定期間	県内勤務期間
72月	108月（9年）	72月（6年）

※留年等により在学期間が延びた場合、正規の履修期間の月数分（72月）の貸付けが行われた時点で貸付は終了します。

4 医師国家試験との関係

返還免除条件を満たすためには、大学を卒業した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に「医師免許を取得」する必要がありますが、この免許取得とは、厚生労働省での医籍登録が完了することです（医師国家試験の合格のことではありません）。

医師国家試験は、卒業後3回まで受験可能ですが、（3回目の受験で合格しても）厚生労働省での医籍登録が4月になった場合は、返還免除条件を満たさず、奨学金の返還（全額一括返還）が必要になりますので御注意ください。

卒業年度			卒業年度の翌年度			卒業年度の翌々年度			
○ 2月上旬	○ 3月中旬	○ 3月下旬	4/1 ○ 4月上旬	○ 2月上旬	○ 3月中旬	○ 3月下旬	4/1 ○ 4月上旬	○ 2月上旬	○ 3月中旬
国試 受験 (1回目)	合格 発表	医籍 登録	医籍 登録	国試 受験 (2回目)	合格 発表	医籍 登録	医籍 登録	国試 受験 (3回目)	合格 発表
卒業年度の翌年度の初日から起算して2年以内									
● 4月上旬 医籍 登録 返還									

5 奨学金制度についてのQ & A（主なもの）

質問	回答
資格要件の「他から同種類の奨学金の貸与、給与を受けていない者」について、「同種類の奨学金」とはどのようなものですか？	同種類の奨学金とは、「卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）」を有する奨学金・貸付金をいいます。 したがって、日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けるものでない奨学金制度との併給は認められます。 ただし、鳥取県育英奨学資金との併給は認められません。
保護者の所得制限はありますか？	所得制限はありません。
奨学金の貸付希望期間は、任意の期間を選択できるのですか？	奨学金の貸付期間は「大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで」と定めています。任意の期間を選択することはできません。
学士編入学者でも奨学金の申請を行うことが出来ますか？	学士編入学の場合も申請が可能です。 奨学生の募集は「鳥取大学地域枠入学者」を除いて、学年は問いません。
医師免許は、卒業後直ちに取得できなければなりませんか？	大学を卒業した年度の翌々年度の末日までに取得できなかった場合は、奨学金全額の返還となります。
医師としての勤務にあたり、診療科目、分野等の制限はありますか？	診療科目、分野等の制限はありません。
卒業後の就業病院等は具体的に指定されるのですか？	奨学金の返還免除対象となる病院等は、自治体立病院、公的病院などから知事がリスト形式（告示）で指定しますが、具体的な就業先は奨学生が選択（就職活動）することになります。
免除条件にある就業期間は連続した期間でなければならないのですか？	連続する必要はありませんが、勤務形態は「常勤医」であることが必要です。 なお、常勤医とは、「当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師」をいいます（雇用形態ではありませんので御注意ください）。
奨学金の免除条件に適合する勤務ができなかった場合は、どのような取扱いになるのですか？	免除条件に適合する勤務ができなかった場合は、県内での勤務期間の長短に関わらず奨学金全額を一括返還していただきます。 ただし、障がい等により医師の業務に従事することができなくなったときを除きます。

鳥取県医師養成確保奨学生貸付規則

平成 17 年 12 月 9 日
鳥取県規則第 119 号

(目的)

第1条 この規則は、大学(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下同じ。)において医学を専攻する者で、将来県内の病院等(県内の病院(知事が指定するものに限る。)又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。)において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金(以下「奨学生」という。)を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鳥取大学 国立大学法人鳥取大学をいう。
- (2) 地域枠推薦入学 鳥取大学の県内における地域医療に貢献したいという強い意思を持つ者を対象とする推薦入学をいう。
- (3) 地域枠入学者 鳥取大学の医学を履修する課程に地域枠推薦入学による選抜に合格して入学し、同課程に在学している者をいう。
- (4) 奨学生 第 6 条の規定による奨学生の貸付けの決定及び同条の規定によるその旨の通知を受けた者をいう。
- (5) 鳥大一般学生 鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠推薦入学(鳥取県緊急医師確保対策奨学生貸付規則(平成 20 年鳥取県規則第 75 号)第 1 条で規定する特別養成枠による推薦入学をいう。)及び地域枠推薦入学以外の区分による選抜に合格して入学し、同課程に在学している者をいう。
- (6) 県外学生 鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学している者をいう。

(奨学生の借受者の資格)

第2条 奨学生の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学している者であること。
- (2) 将来県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。
- (3) 他から同種類の奨学生の貸与又は給与を受けていない者であること。

(奨学生の額等)

第3条 奨学生の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 地域枠入学者 月額 12 万円
- (2) 地域枠入学者以外の者 月額 10 万円

2 奨学生の貸付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、奨学生の総額が次項に定める限度に達するときは、当該限度に達した月までとする。

- (1) 大学に入学した年度に奨学生の貸付申請をした者(大学に入学する前にあらかじめ貸付申請することとされた者を含む。) 大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで
- (2) 大学に編入学した年度に奨学生の貸付申請をした者 大学に編入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで
- (3) (1)及び(2)以外の者 奨学生の貸付申請をした日の属する年度の最初の月から大学を卒業する日の属する月まで

3 奨学生の総額は、72 月分を限度とする。ただし、次の各号に掲げる者にあっては、それぞれ当該各号に定める月数分を限度とする。

- (1) 前項第 2 号に該当する者 72 月から当該奨学生の貸付申請時に在学している学年の数に 12 を乗じて得た数を減じた数の月数分に、12 から大学に編入学した日の属する年度の最初の月から大学に編入学した日の属する月の前月までの月数を減じた数(大学に編入学した日が当該年度の最初の月に属する場合にあっては、12)を加えた月数分

- (2) 前項第 3 号に該当する者 72 月から当該奨学生の貸付申請時に在学している学年の数から 1 を減じた数に 12 を乗じて得た数を減じた数の月数分

4 奨学生は、毎年度、前期及び後期の 2 回、それぞれ 6 月分ずつ貸し付ける。ただし、知事が必要と

認めたときは、6月分以下に分けて、又は6月分以上をまとめて貸し付けることができる。

5 奨学金は、無利子とする。

(連帯保証人等)

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人及び保証人は、各1人とし、連帯保証人は、奨学金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には親権者又は後見人、成年者である場合には父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。

(貸付申請)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、奨学金貸付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 第2条第1号に定める資格を証する書面
- (3) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定及び通知)

第6条 知事は、前条の奨学金貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付けるべきものと認めたときは、貸付けの決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの条件)

第6条の2 知事は、前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び通知をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を付するものとする。

- (1) 鳥大一般学生 鳥取大学において開講される地域医療に係るカリキュラムを受講すること。ただし、災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該カリキュラムを受講できない場合は、この限りでない。
- (2) 県外学生 県が企画する地域医療体験研修を毎年1回以上受けること。ただし、県が当該研修を実施しなかつた場合又は災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該研修を受けることができない場合は、この限りでない。

(貸付けの終了)

第7条 知事は、貸付期間が終了したとき、又は貸付金の総額が通算して72月分に達したときは、これらに該当することとなった月をもって奨学金の貸付けを終了し、奨学生に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの打ち切り及び休止)

第8条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

- (1) 退学(転学部、転学科を含む。)したとき、又は除籍となったとき。
 - (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。
- 2 奨学生が30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の奨学金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた奨学金があるときは、その奨学金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。
- 3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、奨学生並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知するものとする。
- 第8条の2 知事は、前条第1項の規定によるほか、奨学生(地域枠入学者を除く。次項において同じ。)が第6条の2の規定により付された貸付けの条件に違反したときは、当該条件に違反することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切ることができるものとする。この場合において、

打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学生があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸付けを打ち切ったときは、奨学生並びにその連帯保証人及び保証人に對してその旨を通知するものとする。

(奨学生借用証書の提出)

第 9 条 奨学生(奨学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、奨学生の貸付けが終了したとき、又は奨学生の貸付けを打ち切られたときは、直ちに奨学生借用証書(様式第 3 号)を知事に提出しなければならない。

(奨学生の返還)

第 10 条 奨学生は、臨床研修(医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を修了した日(第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により奨学生の返還の履行を猶予された場合にあっては、猶予の期間が経過する日)の翌日から起算して 1 月以内に貸し付けられた奨学生を一括返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から 1 月以内に奨学生を一括返還しなければならない。
- (1) 第 8 条第 1 項又は第 8 条の 2 第 1 項の規定により奨学生の貸付けを打ち切られたとき。
 - (2) 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 2 年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)を経過する日までに医師免許(医師法第 2 条に規定する免許をいう。以下同じ。)を取得しなかったとき。
 - (3) 医師免許を取得した後直ちに臨床研修を受けなかったとき、又は臨床研修をやめ、若しくは継続することが困難となったとき。

(返還の免除)

第 11 条 奨学生の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和 44 年鳥取県条例第 35 号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

- 2 条例本則の表備考 4 に規定する知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間については、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める期間とする。
- ア 知事が指定する診療科の業務に従事した場合 当該業務に常勤医師(条例本則の表医師養成確保奨学生の項に規定する常勤医師をいう。以下同じ。)として従事した期間(その期間が 3 年を超えるときは、3 年)
- イ 知事が指定する診療科以外の業務に従事した場合 当該業務に常勤医師として従事した期間(その期間が 1 年を超えるときは、1 年。ただし、知事が特に認める場合は、3 年を上限として知事が認める期間)
- 3 条例の規定による返還の債務の免除を受けようとする者は、奨学生返還免除申請書(様式第 4 号)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の奨学生返還免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、審査の結果返還の債務の免除を決定したときは、申請者に對してその旨を通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第 12 条 知事は、奨学生が臨床研修を修了した日の翌日から起算して 3 年を経過する日(その翌日までに次の各号のいずれかに該当した場合にあっては、当該各号に定める期間が経過する日)までの間、奨学生の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 県内の病院等において常勤医師としての業務に従事した場合 当該業務に従事した期間を 3 年に加えた期間(知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事した場合にあっては、当該期間(3 年を上限とする。)を条例本則の表備考 2 の(1)又は(2)に規定する期間に加えた期間とする。)
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた場合 知事がその都度定める期間
- 2 前項に定める場合のほか、知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、奨学生の返還の債務の履行を猶予することができる。
- (1) 奨学生の貸付けを打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき。
 - (2) 自らの妊娠、出産又は育児を理由として病院等を退職したとき。ただし、子が 3 歳に達したとき

を除く。

- (3) 育児休業又は介護休業を取得したとき。
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難となったとき。
- (5) その他特に理由があると知事が認めるとき。

- 3 前項の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書(様式第5号)に同項各号に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の奨学金返還猶予申請書の提出があったときは、その内容を審査し、審査の結果返還の債務の履行の猶予を決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。
- 5 第2項の規定による債務の履行の猶予を受けた者は、同項各号に掲げる事由に変更があったときは、返還猶予状況変更届(様式第5号の2)を知事に提出しなければならない。

(延滞金)

第13条 奨学生であった者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の金額に年14.6パーセントの割合と租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第14条 奨学生は、貸付金の返還を終え、又は債務の免除を受けるまでに次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届(様式第6号)
 - (2) 休学したとき 休学届(様式第7号)
 - (3) 停学又は除籍の処分を受けたとき 停学(除籍)届(様式第8号)
 - (4) 復学したとき 復学届(様式第9号)
 - (5) 退学したとき、又は転学部若しくは転学科したとき 退学(転学部、転学科)届(様式第10号)
 - (6) 大学を卒業したとき 卒業届(様式第11号)
 - (7) 医師免許を取得したとき 免許取得届(様式第12号)
 - (8) 臨床研修(初期研修)を開始したとき 臨床研修(初期研修)開始届(様式第13号)
 - (9) 臨床研修(初期研修)を修了したとき 臨床研修(初期研修)修了届(様式第14号)
 - (10) 病院等において医師の業務に従事したとき(勤務している病院等を変更した場合を含む。) 就業届(様式第15号)
 - (11) 勤務していた病院等を退職したとき 病院等退職届(様式第16号)
 - (12) 医師の業務を廃止したとき 業務廃止届(様式第17号)
 - (13) 連帯保証人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき 連帯保証人(保証人)氏名(住所)変更届(様式第18号)
- 2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、死亡届(様式第19号)を知事に提出しなければならない。
 - 3 奨学生は、連帯保証人若しくは保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人若しくは保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、連帯保証人(保証人)変更届(様式第20号)を知事に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 第5条の規定による奨学金の貸付けの申請並びに第6条の規定による奨学金の貸付けの決定及び通知並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
附 則(平成19年規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第34号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 74 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 21 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規則第 11 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規則第 47 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 42 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 39 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 44 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 81 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条から第 11 条までの規定による改正後の規則の規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後に貸付けの申請を受ける貸付料又は貸付金に係る遅延損害金について適用し、同日前に貸付けの申請を受けた貸付料又は貸付金に係る遅延損害金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例・平成 28 年 12 月 22 日改正後（抜粋）

昭和 44 年 10 月 1 日
鳥取県条例第 35 号

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略			
医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 2 年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、免除条件期間以上、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、 1 週間当たり 32 時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に従事したとき。 2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。 3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部
			債務の全部又は一部
略			

備考

- 1 略
- 2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第 1 号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。
 - (1) 鳥取大学に地域枠推薦入学による入学した者（以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあっては、医師養成確保奨学金（以下この項から第 4 項までにおいて「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の 1.5 倍に相当する期間
 - (2) 地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の 1.5 倍に相当する期間に 3 年を加えた期間（その期間が 9 年を超える場合は、9 年）
 - (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた者にあっては、知事がその都度定める期間
- 3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第 1 号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期間をいう。
 - (1) 地域枠入学者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間
 - (2) 地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の 1.5 倍に相当する期間（その期間が 6 年を超えるときは、6 年）

4 医師養成確保奨学金の項の免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、臨床研修を受けた期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。

5 略

附 則（平成19年条例第55号）

この条例は、公布の日（平成19年7月6日）から施行する。

附 則（平成20年条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、本則の表医師養成確保奨学金の項の改正は、公布の日（平成20年3月28日）から施行する。

附 則（平成21年条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第29号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例本則の表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合の債務の免除について適用する。

附 則（平成25年条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

附 則（平成27年条例第57号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

附 則（平成28年条例第60号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

附 則（令和元年条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に医師養成確保奨学金の貸付けの決定を受けた者の当該奨学金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成 17 年鳥取県規則第 119 号。以下「規則」という。）第 1 条に規定する知事が指定する病院及び第 12 条第 1 項第 1 号に規定する知事が特に指定する病院並びに貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和 44 年鳥取県条例第 35 号。以下「条例」という。）本則の表備考 2 の(3)の規定によるやむを得ない理由（災害及び疾病を除く。）により知事が必要と認める者及び当該者に係る猶予期間を次のとおり定める。

平成 17 年 12 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 規則第 1 条に規定する病院等

(1) 県内の普通地方公共団体又は地方公共団体の組合が設立する病院

名称	所在地
鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150
鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目 13-3
鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目 1
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 1029-2
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭 1875
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭 397
日野病院	日野郡日野町野田 332
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山 511-7

(2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、独立行政法人労働者健康安全機構又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院

名称	所在地
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町 117
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町 44
独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目 8-1
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津 876
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目 17-1

(3) 大学の医学部附属病院

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1

(4) 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院 ((1)及び(2)に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。)

名称	所在地
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 458
清水病院	倉吉市宮川町 129
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町 2714-1
博愛病院	米子市両三柳 1880
高島病院	米子市西町 6

(5) 県が精神科救急医療施設として指定する病院 ((1)、(2)及び(4)に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。)

名称	所在地
渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根 43
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原 319-1
養和病院	米子市上後藤三丁目 5-1

(6) 回復期リハビリテーション病棟入院料が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 1 項に規定する療養の給付の対象となる病院 ((1)から(5)までに掲げるものを除く。)

名称	所在地
尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目 555
ウェルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺字下今井手 181-1
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田 690
友紳会皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目 7-8
錦海リハビリテーション病院	米子市錦海町三丁目 4-5
米子東病院	米子市淀江町佐陀 2169
大山リハビリテーション病院	西伯郡伯耆町大原 927-1

2 規則第 11 条第 2 項に規定する病院及び診療科

(1) 規則第 11 条第 2 項アに該当するもの

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院（小児科、産科、救急科及び精神科並びに知事が特に認める診療科（知事が特に認める医師に限る。））	米子市西町 36-1

(2) 規則第 11 条第 2 項イに該当するもの

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院（アに掲げる診療科以外の診療科）	米子市西町 36-1

3 規則第 12 条第 1 項第 1 号に規定する病院

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1

4 条例本則の表備考 2(3)の規定によるやむを得ない理由（災害及び疾病を除く。）により知事が必要と認める者は、当分の間、3 に掲げる病院において常勤医師としての業務に従事する者とし、当該者について定める猶予期間は、同表備考 2 の(1)又は(2)に規定する期間に当該業務に従事する期間（3 年を上限とする。）を加えた期間とする。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成 27 年 11 月 17 日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の平成 17 年鳥取県告示第 920 号で指定する病院において常勤医師としての業務に従事している者については、改正前の平成 17 年鳥取県告示第 920 号は、引き続

き当該病院において常勤医師としての業務に従事している間に限り、この告示の施行後もなお効力を有する。

附 則

この告示は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。

改 正

平成 19 年 3 月 30 日 鳥取県告示第 298 号

平成 19 年 7 月 31 日 鳥取県告示第 646 号

平成 24 年 2 月 28 日 鳥取県告示第 113 号

平成 25 年 3 月 29 日 鳥取県告示第 252 号

平成 26 年 3 月 28 日 鳥取県告示第 211 号

平成 27 年 11 月 17 日 鳥取県告示第 744 号

平成 28 年 12 月 22 日 鳥取県告示第 117 号

平成 31 年 3 月 26 日 鳥取県告示第 135 号

鳥取県医師確保奨学金制度一覧（概要）

奨学金の種類	医師養成確保奨学金		緊急医師確保対策 奨学金(特別養成枠)	臨時特例医師確保対策 奨学金(臨時養成枠)
	一般貸付枠	地域枠		
貸付対象者	<p>県内外の大学医学部医学科在学生 【鳥取大学の場合】出身地、卒業高校の所在地を問わない</p> <p>【鳥取大学を除く県外大学の場合】県内高校卒業者に限る</p>	<p>鳥取大学医学部医学科推薦入試Ⅱ(地域枠)入学者 ・県内高校卒業者に限る(2浪まで)</p>	<p>鳥取大学医学部医学科推薦入試Ⅱ(特別養成枠)入学者 ・県内高校卒業者(2浪まで)又は県外高校卒業者で鳥取県に縁のある者(本人・保護者等の出生地・本籍地・住所地等が鳥取県内等)</p>	<p>鳥取大学医学部医学科一般入試(前期日程)地域枠(鳥取県)入学者 ・出身地、卒業高校の所在地を問わない</p> <p>岡山大学医学部医学科推薦入試Ⅱ(地域枠コース(鳥取県))入学者 ・県内高校卒業(見込)者(2浪まで) ・県外高校卒業(見込)者(2浪まで)で、出願時本人又は保護者が鳥取県内居住</p>
新規貸付枠	5人以内 (1年~6年)	5人以内 (新入生のみ)	5人以内 (新入生のみ)	鳥取大学:14人以内 岡山大学:1人以内 (いずれも新入生のみ)
奨学金の額	100千円/月 (年額1,200千円)	120千円/月 (年額1,440千円)	150千円/月 (年額1,800千円)	150千円/月 (年額1,800千円)
貸付期間	原則、大学卒業の月まで(貸付限度期間は6年)			
返還免除要件	<p>医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う臨床研修を受け、<u>臨床研修修了後</u>、貸付期間の1.5倍の期間に3年を加えた期間(最長9年)以内に、知事の指定する県内医療機関に、<u>貸付期間の1.5倍の期間(最長6年)</u>勤務</p> <p>臨床研修の期間については、最長2年(貸付期間が1年のときは1年)を勤務期間に算入する。</p> <p>鳥取大学医学部附属病院に勤務する場合、下記年限を勤務期間として算入する。 小児科(脳神経小児科を含む)・産科・救急科・精神科の場合……最長3年 上記以外の診療科の場合……最長1年(ただし知事が特に認める場合は3年まで可)</p> <p>鳥取大学医学部附属病院(全診療科)に勤務する場合は、猶予期間を最長3年まで延長可とする。</p>	<p>医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う臨床研修を受け、<u>臨床研修修了後</u>、貸付期間の1.5倍の期間(9年間)以内に、知事の指定する県内医療機関に、<u>貸付期間と同期間(6年間)</u>勤務</p>	<p>卒業後、県職員(医師)として、知事が勤務を命ずる県内医療機関に、<u>貸付期間の1.5倍の期間(9年間)</u>勤務</p>	<p>医師免許取得後直ちに臨床研修(県内に限る)を受け、<u>臨床研修修了後</u>、貸付期間の1.5倍の期間以内に、知事の指定する県内医療機関に、<u>貸付期間と同期間(6年間)</u>勤務</p>
臨床研修先	県内に限る(マッチング参加)			
返還免除対象勤務先	県内の自治体立病院・診療所、公的病院、救急告示病院、精神科救急医療施設等		県内の自治体立病院・診療所、公的病院(大学病院は研修のみ)	県内の自治体立病院・診療所、公的病院、大学医学部附属病院、救急告示病院、精神科救急医療施設等
勤務先の決定	奨学生		鳥取県	奨学生
貸付申請時期	4~5月(入学後)	2月(入学手続時)	11~12月	3月(入学手続時)
奨学生の選考時期	5~6月 (入学後に面接)	(選考は大学が行う)	12月(面接により「予約奨学生」を選考)	(選考は大学が行う)
奨学生の選考方法	小論文、面接等	(選考は大学が行う)	(選考は大学が行う)	(選考は大学が行う)

■入試制度についての問合せ先

国立大学法人鳥取大学医学部学務課 (〒683-8503 鳥取県米子市西町86)

電話: 0859-38-7096 フax: 0859-38-7109 電子メール: me-gakumusoumu@adm.tottori-u.ac.jp

国立大学法人岡山大学医学部医学科担当 (〒700-8558 岡山県岡山市北区鹿田町2-5-1)

電話: 086-235-7020 フax: 086-235-7045

■奨学金制度についての問合せ先

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課 (〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220)

電話: 0857-26-7195 フax: 0857-21-3048 電子メール: ishikakuho@pref.tottori.lg.jp

【URL】 <http://www.pref.tottori.lg.jp/iryouseisaku/>

鳥取県 医師確保

検索